回　覧

定額減税調整給付金を給付します

令和6年分の所得税と令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。
定額減税額は、本人と配偶者を含む扶養親族1人につき所得税3万円、住民税1万円です。
算出された定額減税額分が減税しきれない場合に、定額減税調整給付金を給付します。

定額減税の制度の詳細は総務省ホームページにてご確認ください。

給付の対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めていて、定額減税額分が「令和6年分の所得税額の見込額」、または「令和6年度分個人住民税所得割額」から減税しきれない方。
※「令和6年分の所得税額の見込額」は令和5年分をもとに算出します。

対象者には **7月末** に給付額等を記載したお知らせの文書を発送します。

給付の時期

対象者には、お知らせと併せて給付金の振込口座等の確認書をお送りします。
給付の開始は8月末を予定しており、確認書を提出していただいてから

約4週間 を目安に給付します。

コールセンターを開設しました

定額減税の制度や給付金についてのお問い合わせに対応するコールセンターを開設しました。

平川市定額減税給付金
コールセンター

☎0120-43-2022

※株式会社　エスプールグローカル　に委託しています。

受付時間 **8時30分～20時** **※土日、祝日も開設します。**

平川市役所　税務課住民税係　☎0172-55-5368